

JART 終身会費免除申請が今年度で終了

日本診療放射線技師会（JART）では、2004年8月より終身会費免除制度が受付され、2005年より免除が開始されました。また、2017年6月3日改正の会費等納入規程において、第8条に規定する申請は、2022年度末までの5年間の猶予を持って終了することとされました。

繰り返しになりますが、2022年度末において終身免除の申請を終了といたします。希望者は、日本診療放射線技師会のホームページ（JARTS）において早めに申請手続きをお願いいたします。

会費等納入規程

（会費の終身免除）

第8条 25年または30年勤続表彰受賞者で25年以上継続して会員であり、55歳以上の会員は、10万円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年以降の会費は終身にわたって免除される。

附則 第8条に規定する申請は、令和4（2022）年度末までの5年間の猶予をもって終了する。

お問い合わせ：公益社団法人日本診療放射線技師会 財務担当

E-mail : info@jart.or.jp